

ISA 240（改訂）公開草案に対する回答テンプレート

回答者のためのガイド

コメントは、2024年6月5日までにご提出ください。

本テンプレートは、国際監査基準 (ISA) 240 (改訂) 「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」 (ED-240) の公開草案 (ED) に対して、ED の説明文書 (説明文書) に記載された質問に対するコメントを提供するためのものです。また、回答者の詳細、属性、その他のコメントを記載することもできます。本テンプレートを使用することで、IAASB は回答の自動照合を円滑に行うことができます。

回答者は、全ての質問に回答することも、選択した質問にのみ回答することもできます。

回答を検討するに当たって、以下の点についてご留意ください。

- 各質問について、各質問の下にあるドロップダウンメニューから全般的な回答を示してください。続いてその下に詳細なコメントを記入してください。
- コメントを提出する場合、
 - 質問には直接的な回答を記入してください。
 - 回答の根拠を記入してください。ED の提案に同意しない場合、同意しない具体的な理由、及び当該要求事項又は適用指針に必要なだと考える具体的な変更案を記入してください。回答者が ED の提案に同意する場合、その旨を認識することは IAASB にとって有用です。
 - 回答に関する ED の具体的な項目を特定してください (例えば、ED のセクション、見出し又は項目を参照するなど)。
 - 質問に回答する際には、テンプレートには表やテキストボックスを挿入しないでください。
- 回答テンプレートのみを使用してコメントを提出し、主な問題点を要約した添え状を含める必要なく、代わりに各質問への回答の中で主要な問題点を可能な限り特定して記入してください。

回答テンプレートは、回答者の詳細や特定の質問に記載されていない事項で公表を希望する事項を記入することもできます。回答は全て公式記録として扱われ、最終的に IAASB のウェブサイト上に掲載される予定です。

入力済の回答用テンプレートは、[ウェブサイト](#)の「意見を送信する」のリンクからアップロードできます。

パートA：回答者の詳細及び属性情報

組織名（個人で提出する場合は氏名）	
提出責任者の氏名（上記と同じ場合は空欄可）	
回答に関する担当者の氏名（複数可） （上記と同じ場合は空欄可）	
連絡先（メールアドレス）	
回答者の状況を最もよく表す地理的属性（ED-240 に対するフィードバックを提供する観点での地理的属性）。最も適切な選択肢を選択してください。	クリックしてドロップダウンメニューから選択
	「その他」を選択した場合に具体的に記入してください。
回答者が所属するステークホルダー・グループ（ED-240 に対するフィードバックを提供する観点でのグループ）。最も適切な選択肢を選択してください。	クリックしてドロップダウンメニューから選択
	「その他」を選択した場合に具体的に記入してください。
希望する場合、回答者の組織（又は回答者個人）に関する情報を含めることができます。	

回答者が希望する場合には、回答に関する全般的な見解や追加の背景を記入することができます。この項目は任意です。IAASB は、回答者が全ての見解を質問に対する全てのコメントに記入することを推奨しています（パートBの質問 No. 10 では、EDに関連するその他の問題を提起することができます。）。

パートBの質問への回答に含まれていない情報がある場合：

パートB : ED の説明文書における回答者への質問に対する回答

各質問について、質問の下にあるドロップダウンリストの項目から一つを選択し、全般的な回答を記入してください。また、詳細なコメントがある場合は、以下に記載してください。

監査人の責任

1. ED-240は、重要ではない不正及び第三者による不正を含め、財務諸表監査における不正に関連する監査人の責任を明確に定めていますか。

(説明文書 セクション1-C 第13項から第18項及びセクション1-J 第91項から第92項参照)

(ED 第1項から第11項及び第14項参照)

全般的な回答 : [クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント (もしあれば) :

職業的専門家としての懐疑心

2. ED-240は、財務諸表監査における不正に関連する事項に対する職業的専門家としての懐疑心の行使を強化するものであると思いますか。

(説明文書 セクション1-D 第19項から第28項参照)

(ED 第12項から第13項及び第19項から第21項参照)

全般的な回答 : [クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント (もしあれば) :

リスクの識別と評価

3. ED-240は、ISA 315 (2019年改訂) 及びその他のISAの基礎となる要求事項に適切に立脚し、財務諸表監査における不正に関連するより強固なリスクの識別及び評価をサポートするものであると思いますか。

(説明文書 セクション1-F 第36項から第46項参照)

(ED 第26項から第42項参照)

全般的な回答 : [クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント (もしあれば) :

不正又は不正の疑い

4. ED-240は、監査において不正又は不正の疑いが識別された状況に対応するための強固な作業の要求事項及び適用指針を確立していますか。
(説明文書 セクション1-G 第47項から第57項及びセクション1-E 第35項参照)
(ED 第55項から第59項及び第66項から第69項参照)

一般的な回答: [クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント (もしあれば):

監査報告書における不正関連の責任と手続に関する透明性

5. ED-240は、監査報告書における不正に関連する事項に関する透明性を適切に高めるものであると思いますか。
(説明文書 セクション1-H 第58項から第78項参照)
(ED 第61項から第64項参照)

一般的な回答: [クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント (もしあれば):

6. ED-240に盛り込まれた不正に関連する事項に関する監査報告書の透明性は、社会的影響度の高い事業体等、上場会社等以外の事業体の財務諸表監査にも適用すべきだと思いますか。
(説明文書 セクション1-H 第76項から第77項参照)
(ED 第61項から第64項参照)

一般的な回答: [クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント (もしあれば):

ED-240への独立したスタンドバック要求事項の追加に関する検討

7. 独立したスタンドバック要求事項 (即ち、裏付けとなるか矛盾するかにかかわらず入手した全ての監査証拠を評価し、さらに評価した不正による重要な虚偽表示リスクに対応するのに十分かつ適切な監査証拠が得られているか評価すること) をED-240に含めないというIAASBの決定に同意しますか。
(説明文書 セクション1-J 第107項から第109項参照)

一般的な回答: [クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント (もしあれば) :

適用の柔軟性

8. IAASBは適用の柔軟性に関する検討事項 (即ち、財務諸表監査における不正に関連する事項は、規模や複雑さを問わず、全ての企業の監査に関連することを踏まえ、さまざまな規模や複雑さの企業に適応できること) をED-240に適切に組み込んでいると思いますか。

(説明文書 セクション1-J 第113項参照)

全般的な回答: [クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント (もしあれば) :

他のISAとの関連性

9. ED-240は、他のISA (例えば、ISA200、¹ ISA220 (改訂)、² ISA315 (2019年改訂)、ISA330、³ ISA500、⁴ ISA520、⁵ ISA540 (改訂)⁶ 及びISA701⁷) と適切に関連を持ち、総合的なISAの適用を推進するものであると思いますか。

(説明文書 セクション1-J 第81項から第84項参照)

全般的な回答: [クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント (もしあれば) :

その他の事項

10. ED-240に関して、取り上げたいその他の事項はありますか。ある場合、どのような要求事項や適用指針、テーマやトピックについて意見をお持ちなのか明記してください。

全般的な回答: [クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント (もしあれば) :

¹ ISA200 「独立監査人の総括的な目的及び国際監査基準に準拠した監査の実施」

² ISA220 (改訂) 「財務諸表監査の品質マネジメント」

³ ISA330 「評価したリスクに対する監査人の手続」

⁴ ISA500 「監査証拠」

⁵ ISA520 「分析的手続」

⁶ ISA540 (改訂) 「会計上の見積り及び関連する開示の監査」

⁷ ISA701 「独立監査人の報告書における監査上の主要な検討事項の報告」

翻訳

11. 多くの回答者が最終版のISAを翻訳してそれぞれの環境で適用することを考えていることに鑑み、IAASBは、ED-240をレビューする過程で気付いた潜在的な翻訳上の問題についての意見を歓迎します。

全般的な回答: [クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント (もしあれば):

適用日

12. 国内でのデュープロセスと場合によっては翻訳の必要性、及び「継続企業プロジェクト」と「上場企業及び社会的影響度の高い事業体 (PIE) プロジェクトトラック2」と適用時期を調整する必要性を踏まえ、IAASBは、本基準の適用時期を、基準の最終版の承認から少なくとも18か月後に開始する財務報告期間とすることが適切であると考えていますが、早期適用も認められ、推奨されます。これがISAの効果的な導入をサポートする十分な期間を提供することになると思いますか。

(説明文書 セクション1-J 第115項から第116項参照)

(ED 第16項参照)

全般的な回答: [クリックしてドロップダウンメニューから選択](#)

詳細コメント (もしあれば):

本公表物は、日本公認会計士協会によって英語から日本語に翻訳されている。全ての IFAC の文書の正文は、IFAC により英語で公表されたものである。IFAC は、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

本公表物の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、permissions@ifac.org へ問合せの上、許可を得なくてはならない。